

令和 ~~6-5~~ 年産「富富富」生産者登録実施要領

平成 29 年 10 月 30 日制定
 平成 30 年 2 月 15 日改訂
 平成 30 年 11 月 1 日改訂
 令和元年 11 月 5 日改訂
 令和 2 年 11 月 13 日改訂
 令和 3 年 11 月 2 日改訂
 令和 4 年 11 月 10 日改訂
令和 5 年 11 月 日改訂
 農 林 水 産 部

第 1 目的

本要領は、「富富富」戦略推進会議（以下、「県推進会議」という。）が策定する「富富富」の生産・販売・PR 戦略に則って、「生産者登録制」による生産から出荷までの適正な管理を徹底し、「富富富」の良食味・高品質生産及びブランド化を図るため、生産者登録に係る必要な事項について定めるものとする。

第 2 生産者登録要件

- (1) 富山県内在住 ~~で~~、かつ、富山県内で農業を営んでいる個人または組織とする。
- (2) 生産者登録要件を遵守し、「富富富」ブランドの確立（消費者からの評価・信頼を獲得し、他県米に対抗できる品質の確保）に向けて良食味・高品質生産を意欲的に行う者とする。
- (3) 次の要件をすべて満たすものとする。

ア 基本要件

- (ア) 栽培マニュアルを遵守すると地域協議会の指導に基づき、適切な栽培管理を行うこと
 - (イ) 種苗の譲渡及び自家採種を行わないこと
 - (ウ) 流通基準に基づく区分出荷・販売に同意すること
 - (エ) 収穫物は区分管理し、農産物検査を受けて、「出荷・販売計画」に基づいて出荷・販売すること
 - (オ) 生産技術の向上のため、生産者等で組織される地域協議会に参加し、必要に応じて指導を受けること
- (4) 生産者の登録において考慮する項目
- 生産希望者の種子希望量が種子供給量を超えた場合は以下の項目に該当する生産希望者 ・地域 を優先するものとする。

ア これまでの「富富富」の生産実績（高品質、良食味、作付面積）

イ 「富富富」を一定規模以上作付けする経営体・地域（共同乾燥調製施設等の利用状況等）

ウ グローバルGAP・JGAP/ASIAGAP認証経営体

エ 富山県及び全国規模で実施される食味コンクール入賞者

オ エコファーマー・環境負荷低減事業活動計画の認定を受けた経営体、等

- ・具体的な優先方法については、「県推進会議」等の場で検討し、「富富富」生産者登録検討部会」（以下、「検討部会」という。）で定めるものとする。

第3 流通基準

(1) 「富富富」として流通するものは、化学合成農薬の成分使用回数が12以内であることを必須要件とする。また、併せて検査等級1等のものは、「富富富」のロゴパッケージを用いて販売可能とする。

(2) 品質目標は以下のとおりとする。

ア 玄米水分 14.5～15.0%

イ タンパク質含有率（水分15%換算値） 6.4%以下

(3) 新市場開拓用米（輸出用米）の取組の対象とすることができるものとする。

第4 地域協議会

「富富富」の生産技術の向上、良食味米の安定生産を図るため、生産者や集荷団体等で構成される地域の『「富富富」ブランド化推進協議会』（以下、「地域協議会」という。）を設立するものとする。

「地域協議会」は、「県推進会議」と連携して、以下のことを行う。

(1) 地域の条件や生育状況に応じた技術対策の検討及び栽培管理指導

(2) 生産者の技術向上のために、生育状況の確認、栽培研修会等を実施

(3) 生産者登録要件及び栽培マニュアル、流通基準の確認、報告

第5 生産者の登録

(1) 「富富富」の生産を希望する生産者は、別紙様式第1号の申請書を、「地域協議会」に令和5年12月19日までに提出する。

(2) 「地域協議会」は、申請書を取りまとめ、「県推進会議」に令和5年12月22日までに提出する。

(3) 「県推進会議」は、前項の提出があった場合、「富富富」生産者の登録機関である「検討部会」に登録要件に関する審査を付託するものとする。

(4) 「検討部会」は、前項による付託があった場合、申請内容を確認して登

録審査を行い、その結果を「県推進会議」に報告するものとする。

- (5)「県推進会議」は、登録審査結果に基づいて生産者の登録や、栽培面積の配分（「地域協議会」）を行い、その結果を令和 6 年 2 月中までに申請者及び各地域協議会に通知する。

なお、作付希望面積が、そのまま配分できない場合がある。

第 6 登録情報の変更

生産者登録を受けた者は、次のいずれかに該当するときは、速やかに別紙様式第 3 号等により「県推進会議」に届け出なければならない。

- (1) 生産者登録を受けた者に変更が生じたとき
(2) 「富富富」の生産を中止し、再開の見込みがないとき

第 7 生産者情報の報告

- (1) 作付状況等の報告

「地域協議会」は、作付後に生産者からの報告（様式第 2 号）等により、作付状況等を確認し、「県推進会議」に作付面積、栽培方法等を取りまとめ、毎年 6 月 30 日までに報告する。

- (2) 出荷状況等の報告

ア 生産者は、出荷後速やかに、出荷数量、検査等級、出荷先、保有米量等を、別紙様式第 4 号により、「地域協議会」に報告する。

イ 「地域協議会」は、出荷状況等を確認して取りまとめ、生産者ごとに測定したタンパク質含有率を追加して、速やかに「県推進会議」に報告する。

- (3) 「県推進会議」は、特に必要があると認めるときは、生産者に対して生産者情報に係る追加の報告等を求めることができる。

第 8 生産・出荷管理の遵守等の確認

- (1) 「生産者」は、栽培管理計画（参考様式第 1 号）、栽培管理チェックリスト（参考様式第 2 号）等により、栽培マニュアル 等に基づいた栽培となっていることを自ら確認する。

- (2) 「地域協議会」は、作付前に生産者からの栽培管理計画の提出等により、栽培計画を確認し、第 2 の要件等を満たすよう生産者に対して指導する。

- (3) 「地域協議会」は、生産者が出荷する前に、栽培計画書、栽培管理チェックリスト等を参考に、第 2 の要件および第 3 の基準が遵守されているかを確認する。

- (4) 生産者は、「栽培マニュアルの遵守」基本要件や流通基準等の確認に必要な書類の提出、現地確認などに応じなければならない。

第 9 生産者登録の取り消し

「県推進会議」は、以下の事実が明らかになった場合、当該生産者の登録を取り消すことができるものとする。

- (1) 第2から第3の要件が、遵守されていないことが明らかになったとき。
- (2) 第7の生産者情報について、期日までに提出を行わなかったとき、または、虚偽の報告を行ったとき。
- (3) 第8の生産・出荷管理の遵守等の確認について、虚偽の説明及び書類の提示を行ったとき。
- (4) 本要領の運用、又は、「富富富」のブランド化に重大な支障を及ぼす行為があったとき。

第10 その他

- (1) この要領に定めるもののほか、必要な事項は、「県推進会議」が別に定める。
- (2) 生産者登録に係る庶務は、農林水産部農産食品課において行うものとする。

附則 この要領は、平成29年10月30日から施行し、平成30年産について適用する。

附則 平成30年2月15日改正

附則 この要領は、平成30年11月1日から施行し、平成31年産について適用することとし、平成30年産については、なお従前の例によることとする。

附則 この要領は、令和元年11月5日から施行し、令和2年産について適用することとし、令和元（平成31）年産以前については、なお従前の例によることとする。

附則 この要領は、令和2年11月13日から施行し、令和3年産について適用することとし、令和2年産以前については、なお従前の例によることとする。

附則 この要領は、令和3年11月2日から施行し、令和4年産について適用することとし、令和3年産以前については、なお従前の例によることとする。

附則 この要領は、令和4年11月10日から施行し、令和5年産について適用することとし、令和4年産以前については、なお従前の例によることとする。

附則 この要領は、令和5年11月 日から施行し、令和6年産について適用することとし、令和5年産以前については、なお従前の例によることとする。

「富富富」作付ほ場一覧報告書

地域協議会長 殿

住 所	
生産登録 者名	
登録番号	

このことについて、下記のとおり報告します。

記

「富富富」作付ほ場一覧

No.	市町村・集落名	地番	面積(a)	栽培方法 (特栽、密苗、 乾田V溝栽培 等)	前作 (作物・品種)
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
合 計		筆 数 (筆)	a		

※1：「水稲共済細目書」、「現地確認水田野帳」等で代用可能な場合は、提出不要

※2：作付予定ほ場が多く、ここに書き切れない場合は、別紙でも可（必要事項がわかれば、様式は自由）。

「富富富」生産登録情報等変更届出書

「富富富」戦略推進会議委員長 殿
(各地域協議会 経由)

住 所	
生産登録 者名	
登録番号	

このことについて、下記により生産登録情報等について、変更を届けます。

1 変更する事項

(1) 変更前

(2) 変更後

2 変更する理由

「富富富」出荷等実績報告書

「富富富」戦略推進会議委員長 殿
(各地域協議会 経由)

住 所	
生産登録者名	
登録番号	

このことについて、下記のとおり報告します。

記

1 「富富富」出荷実績一覧^{※1}

No.	出荷先 ^{※2}	検査等級	数量 (kg)	備考 ^{※3}
1				
2				
3				
4				
5				
合 計				

※1 : JA への出荷実績は、JA で把握できる場合は記載不要

※2 : 独自販売先を含む

※3 : 新市場開拓用米 (輸出用米) としての出荷の場合は、備考欄にその旨を記載

※4 : ここに書き切れない場合は、別紙でも可 (必要事項がわかれば、様式は自由)

2 生産量及び内訳

集荷団体 (JA) への出荷量	独自販売量・保有米量	合計 (生産量)
kg	kg	kg

(参考) ※いずれも 玄米換算数量 を記載

○独自販売の内容

玄米または精米で販売 _____ kg

加工品の製造原料で使用 名称: _____ (使用量 _____ kg)

農家レストラン等で提供 店名: _____ (使用量 _____ kg)

新市場開拓用米 (輸出用米) として出荷 _____ kg

その他 (具体的に記入 _____) (使用量 _____ kg)

○保有米数量 _____ kg